

## 週休2日 交替制モデル工事における「よくある質問・回答」

黒字: 質問、赤字: 回答

1. 交替制モデル工事としていますが、当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのでしょうか？

○交替制モデル工事は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行です。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。

○○工事	技術者等	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	工期日数	休日日数	休日率	平均
	A技術者	休日					休日			休日							10	3	30%
B技術者		休日					休日		休日			休日				14	4	29%	
C作業員			休日				休日		休日					休日		14	4	29%	
D作業員				休日				休日		休日	休日					12	4	33%	

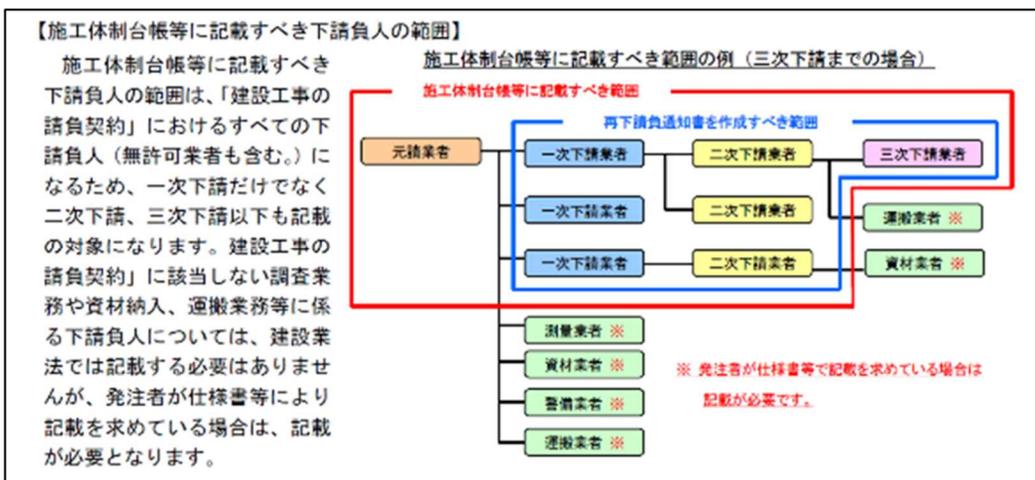
※工事現場は毎日稼働(現場閉所しない)

2. 「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としていますが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりますでしょうか？

また、発注者が指定した場合等で施工体制台帳に記載した場合はどうなりますか？

### 【参考】

○建設業者のための建設業法 平成31年3月改定版(北陸地整 HP)



○施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は確認対象者にはなりません。

3. 1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのでしょうか？労働者等は工期に対して、当該工事現場以外にも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

○1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日とみなして算出可能です。なお、本件については、今後の課題として認識しております。

4. 維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を1年間としている場合があります。1年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である1年間とするのでしょうか？

○休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。なお、本件については、今後の課題として認識しております。

5. 「非常勤(臨時)で従事する者は除く」としているが、判断基準(具体的日数等)はありますか？

○常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています。

6. 現場代理人は工事現場に常駐することと契約書第10条第2項で定められているので、現場代理人は休日取得はできないのではないのでしょうか？

○契約書第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理

人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としてい  
ますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人  
が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で  
確認することとなります。

## 7. 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか。

○専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に  
係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への  
常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現  
場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められ  
る場合には、差し支えありません。

### 【参考】

○建設業者のための建設業法 平成 31 年 3 月改定版(北陸地整 HP)

#### 記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工  
程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上  
の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基  
本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上  
の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する  
重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、工事現場ごとに専任の  
者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場  
に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味  
するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場  
合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。その  
ため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏ま  
え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由  
で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確  
保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障  
の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保す  
る等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術  
者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施  
工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が  
担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判  
断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者  
等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである  
。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍の観点から  
も、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保  
する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

8. 休日取得の確認方法については、既存資料の提示を求め確認するとしています  
が、具体的にはどのようなものでしょうか？最低限確認することとなっている全対  
象者の休日日数の割合が分かる一覧表以外にも必要なのでしょうか？

○一覧表のみと考えています。その根拠として KY 実施記録等を想定していますが、  
資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認して下さい。

9. 平均休日日数の割合(休日率)の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率  
を算出しますが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのでしょうか？

また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確  
認対象及び補正対象となるのでしょうか？

【参考】

○公共事業労務費調査へのご協力についてのお願い

(国土交通本省 HP : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html))

03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 軽易な清掃または後片付け</li> <li>b. 公園等における草むしり</li> <li>c. 軽易な散水</li> <li>d. 現場内の軽易な小運搬</li> <li>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</li> <li>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</li> <li>g. 品質管理のための試験等の手伝い</li> </ul> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
---------	---

○そのとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価(51種)のみであり、  
それ以外の労務単価は補正対象となりません。

【参考】

○公共事業労務費調査の手引き

(国土交通本省 HP : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html))

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名		
01	特殊作業員	18	さく岩工	○	35	左官	
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	○	36	配管工	
03	軽作業員	20	トンネル作業員	○	37	はつり工	
04	造園工	○	21	トンネル世話役	○	38	防水工
05	法面工	○	22	橋りょう特殊工	○	39	板金工
06	とび工	○	23	橋りょう塗装工	○	40	タイル工
07	石工	○	24	橋りょう世話役	○	41	サッシ工
08	ブロック工	○	25	土木一般世話役	○	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	○	43	内装工	
10	鉄筋工	27	普通船員	○	44	ガラス工	
11	鉄骨工	○	28	潜水士	○	45	建具工
12	塗装工	○	29	潜水連絡員	○	46	ダクト工
13	溶接工	○	30	潜水送気員	○	47	保漏工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	○	48	建築ブロック工	
15	運転手(一般)	32	軌道工	○	49	設備機械工	
16	潜かん工	○	33	型わく工	○	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	○	34	大工	○	51	交通誘導警備員B

※1 ○は38職種を示す

**【191030追加】**

10. 公共工事設計労務単価(51種)以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象となるのでしょうか？

また、補正対象となるのでしょうか？

(例えば、測量業者など)

○必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。

確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価(51種)に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。